#### 【宅建マイスターテキスト】 正 誤 表

#### (公財) 不動産流通推進センター

			(公財)不動産流通推	進センター
2	場所 上から6行目	誤・旧 2010年の約40万戸から~	正・新 2010年の約 <mark>47</mark> 万戸から~	修正
2	上から7行目	50%の増加がみられる。	<b>29</b> %の増加がみられる。	修正
21	上から15行目	不動産取引おける	不動産取引における	誤植
27	表組	(債務不履行が軽微のときは~)	(契約不適合が軽徴のときは~)	修正
29	下から5行目	代金減額請求を認めるか否か否かの検討	代金減額請求を認めるか否かの検討	誤植
33	下から12行目	公布の日から原則として2年以内の施行が予定されている。	令和5年4月1日に施行される。	修正
33	下から10行目	本稿は、	本稿のP34 (3) 以下は、	修正
39	下から5行目	また、善意無過失の~	詐欺による取消しは、善意無過失の~	修正
48	上から11行目	~することが望ましとされている	~することが望まし <mark>い</mark> とされている	誤植
49	下から5行目	「犯罪移転防止法~」	「犯罪収益移転防止法~」	誤植
79	上から7行目	⑤存続年数に応じた~	⑨土地等の時価×存続年数に応じた~	修正
88	下から7行目	根抵当権は必ずしも抹消されるわけ~	根抵当権は必ずしも <mark>消滅する</mark> わけ~	修正
89	下から7行目	抵当権設定者が元本の~	根抵当権設定者が元本の~	誤植
89	下から5行目	抵当権設定者(債務者)側が~	根抵当権設定者(債務者)側が~	誤植
103	下から2行目	債務者はこの間に細目の~	債務者はこの間に <mark>債務</mark> の~	誤植
113	下から8行目	(財産を使用されている場合)	(財産を使用している場合)	誤植
115	下から6行目	(第29条第1項柱書)	(第29条第1項 <del>本文</del> )	修正
147	下から14行目	令和3(2021)年4月改正法施行	平成31 (2019) 年4月改正法施行	修正
151	上から11行目と12行 目の間に追加		売主による土壌調査の結果が次のとおりであった場合の特約・容 認事項を①~③のケース別に例示する。	追加
151	下から3行目	「土壌汚染対策法に規定する特定有害物質」	「土壌汚染対策法に規定する特定有害物質に限る」	修正
151	下から3行目	「土壌汚染対策法に規定する特定有害物資及び油分」等その範 囲を明確にしておく必要がある。	「土壌汚染対策法に規定する特定有害物資、油分、ダイオキシン 類または放射性物質を含む」等その範囲を明確にしておく必要が ある(後記②、③についても同じ)。	
156	上から10行目	買主が事業者でなければ~	買主が消費者のときは~	修正
189	下から9行目	御岳山噴火	御嶽山噴火	誤植
197	上から13行目	一段の造成宅地	一団の造成宅地	誤植
199	下から7行目	国土交通省例	国土交通省令	誤植
210	上から7行目	造成したりする場合には~	建築したりする場合には~	修正
225	下から16行目	重説事項の説明事項	重 <mark>要</mark> 事項の説明事項	誤植
234	下から12行目	用配慮者利用施設の~	要配慮者利用施設の~	誤植
239	下から16行目	するともに、内水原因により~	するとともに、内水原因により~	誤植
240	下から10行目	同法案は、	同法は~	誤植
240	下から4行目	創設事項と施行日は次のとおり。	創設事項は次のとおり。各法令は令和3年7月15日に一部が施行され、令和3年11月1日に全面施行される。	追加
240~ 241			(※各法令に付けられた施行日は削除する。)	修正
262	下から15行目	県知事	都道府県知事	誤植
263	上から17行目	警戒区域内	津波災害警戒区域内	修正
275	上から9行目	P.282参照	P.281参照	修正
284	上から1行目	情報の収集に当たり観察に対して~	情報の収集に当たり <mark>顧客</mark> に対して~	誤植
294	下から10行目	敷地内に朝倉氏が建てたものである。	敷地内に浅倉氏が建てたものである。	誤植
320	上から7行目	形質変更時要措置区域	形質変更時要 <mark>届出</mark> 区域	修正
		•	•	(R4 9 9)

## テキストP96

# <差押の登記>

権 利 部 ( 甲 区 ) (所有権に関する事項)						
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者とのその他の事項			
1 所有権移転		平成22年3月13日	原因 平成22年3月13日売買			
		第12411号	所有者 横浜市西区新町三丁目18番2号			
			乙 野 二 郎			
2	差押	令和2年12月20日	原因 令和2年12月20日横浜地方裁判所担保			
		第68884号	不動産競売開始決定			
			債権者 横浜市中区北一丁目1番1号			
			株式会社神奈川銀行			

## テキストP99

#### <仮差押の登記>

権利部(甲区)(所有権に関する事項)						
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者とのその他の事項			
1	所有権移転	平成22年3月13日	原因 平成22年3月13日売買			
		第12411号	所有者 横浜市西区新町三丁目18番2号			
			乙 野 二 郎			
2	仮差押	令和3年7月10日	原因 令和3年7月10日横浜地方裁判所担保			
		第47821号	仮差押命令			
			債権者 中央区日本橋丸町一丁目3番地			
			丸町興業株式会社			

# テキストP103

## <買戻特約>

権 利 音	権 利 部 ( 甲 区 )(所有権に関する事項)						
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者とのその他の事項				
1	所有権移転	平成22年3月18日	原因 平成22年3月18日売買				
		第12411号	所有者 横浜市西区新町三丁目18番2号				
			乙 野 二 郎				
付記1号	買戻特約	平成22年3月18日	原因 平成22年3月18日特約				
		第12411号	売買代金 金3,038万円				
			契約費用 金254万円				
			期間 平成22年3月18日から5年間				
			債権者 中央区日本橋丸町一丁目3番地				
			丸町不動産株式会社				

(R4.9.9)